## 大学等奨学金事業の充実について

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、

給付型奨学金の創設

100

(0)

200

(62)

300

(119)

400

(179)

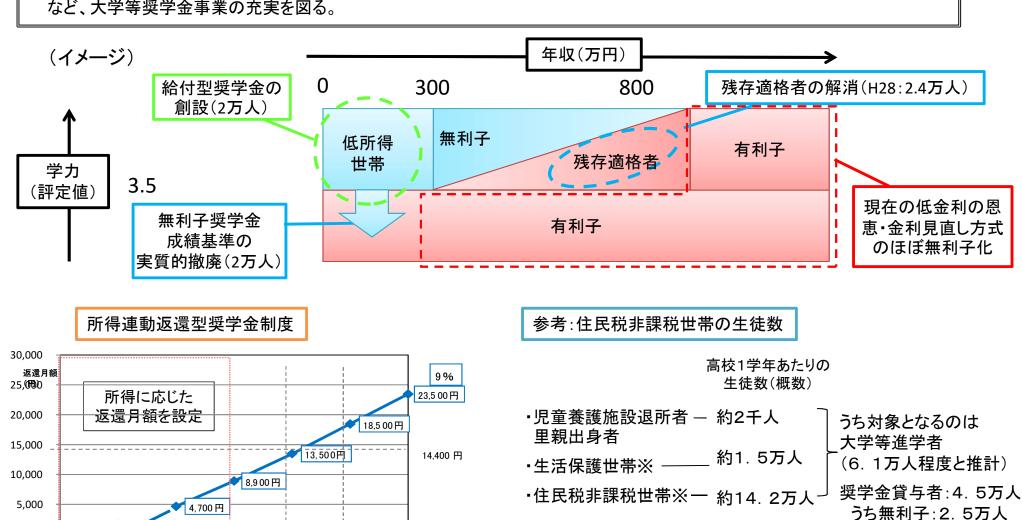
500

(246)

(313)(所得)【万円】

- ・低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃
- 無利子奨学金の貸与人員の増員(残存適格者の解消)
- ・「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施

など、大学等奨学金事業の充実を図る。



計15.9万人

※ 高校生等奨学給付金の受給実績に基づく

# (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

### 〈平成30年度予算案〉

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の本格実施
- ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
- ③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等

など、大学等奨学金事業の充実を図る。

### ①給付型奨学金制度の本格実施

基金:105億円(35億円増)

平成30年度からの本格実施を確実かつ安定的に実施。

#### 【制度概要】

◇対 象:非課税世帯で、一定の学力・資質要件(※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準)を満たす学生を高校等が推薦

- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、 又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額: (国公立・自宅)月額2万円、(国公立・自宅外/私立・自宅)月額3万円

(私立・自宅外) 月額4万円

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額

※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員: 22.800人「うち新規 20.000人」(平成29年度: 2.800人)

### ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費:3.584億円(82億円増)

〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員:53万5千人

「ほか被災学生等分3千人〕

## ③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費:8億円(2億円増)

<u>所得連動返還型奨学金制度を確実に実施</u>するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況					
区分			無利子奨学金	有利子奨学金	
貸与人員			<b>53万5千人</b> 〔新規貸与者分4万4千人増〕 〔他被災学生等分3千人〕	<b>75万7千人</b> (5万8千人減)	
事業費		費	<b>3,584億円</b> (82億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	<b>6, 771億円</b> (467億円減)	
うち 一般会 復興特			<b>政府貸付金</b> 一般会計:958億円 復興特会: 1億円 <b>財政融資資金</b> 32億円	<b>財政融資資金</b> 7, 043億円	
貸与月額		額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2万円〜12万円の1万単位	
	学 第与 力 基準		<ul><li>高校評定平均値</li><li>3.5以上(予約採用時) 等</li><li>く住民税非課税世帯の学生等</li><li>が積基準を実質的に撤廃</li></ul>	<ul><li>①平均以上の成績</li><li>②特定の分野において特に</li><li>優秀な能力を有する</li><li>③学修意欲がある</li></ul>	
	0年度	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合)		
			一定年収(700~1,290万円) 以下	一定年収(870~1,670万円) 以下	
返還期間			卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合 > ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)	
返還利率		  率	無利子	上限3%(在学中は無利子)  (平成29年12月貸与終了者)	
				利率見直し O. 01%	利率固定 O. <b>23%</b>

# 新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント①

新しい経済政策パッケージは「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化に立ち向かうべく取りまとめられ、平成29年12月8日閣議決定。「人づくり革命」に消費税を財源とする高等教育の無償化が含まれている。

## 1、基本的考え方

貧しい家庭の子供たちほど進学率が低いことを踏まえ、所得が低い家庭の子供たち、 真に支援の必要な子供たちに限って無償化を実現。

## 2、具体的内容

## (a)授業料減免の拡充

- ◆ 交付先:<u>大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」</u>)
- ◆ 対象:住民税非課税世帯
- ◆ 免除額:

国立大学…授業料全額免除

私立大学…国立大学の授業料+私立大学等の平均授業料の水準を勘案した一定額

◆ 1年次には<u>入学金も免除</u>(国立大学の入学金を上限とする)

# 新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント②

## (b)給付型奨学金の拡充

- ◆ 対象:<u>住民税非課税世帯</u>
- ◆ 給付額: 学生生活を送るのに必要な<u>生活費を賄える額</u>

社会通念上常識的なものとする。例えば、日本学生支援機構「学生生活調査」の修学費、課外活動費、通学費、 食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(同左)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上。娯楽・嗜好費を 除く。併せて、大学等の受験料を計上。

## (c)準じる世帯への措置等

- ◆ 支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供も段階的に支援
- ◆ <u>在学中の家計急変にも対応</u>

## 3、支援対象者の要件

- ◆ 高校在学時の成績だけでなく、本人の学習意欲を確認
- ◆ 進学後、<u>学習状況の一定要件(取得単位数、GPA、処分状況等)</u>を充足しない場合、 支援打切り
  - 例: ①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないとき
    - ②GPAが下位4分の1に属するとき
    - →当該学生に大学等から警告。警告を連続で受けたときは支給を打ち切る
    - ③退学処分・停学処分等を受けたとき →支給を打ち切る
  - その際、休学について一定の配慮を行う

# 新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント③

## 4、大学等の要件

- ◆ 特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、 社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れた 大学等
- ◆ 具体的には下記を要件とし、これを踏まえたガイドラインを策定
  - ①実務経験のある教員による科目の配置
  - ②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること
  - ③成績評価基準※※を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること
  - ④法令に則り財務・経営情報を開示していること
  - ①の例:(1)実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む)が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上(理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性の検証が必要)の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、(2)理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していること。
  - ③※:成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」には、試験やレポート等による成績が90点以上、又は成績最上位20%程度であることが必要などと規定。

# 新しい経済政策パッケージの高等教育無償化関連部分のポイント④

## 5、実施時期

- ◆ 2020年4月から
- ◆ 詳細については引き続き検討し、2018年夏までに一定の結論を得る

## 6、HECS等諸外国の事例を参考とした検討

大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS等、諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続

HECSとは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、 オーストラリアの仕組み。

## 高等教育段階の負担軽減措置に関する検討体制(案)

# 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき 高等教育の無償化措置を具体化するための体制を構築する。

#### <検討内容>

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の 拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない以下の詳細事項について専門的検討を行う。

- ①学校種(特に短大、高専、専門学校)に応じた給付の在り方
- ②支援対象者の要件の在り方
  - (入学前の本人の学習意欲の確認方法、在学中の学修状況の確認方法等)
- ③外部者の登用など対象となる大学等の要件についてのガイドライン
- ④その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

#### <検討体制>

高等教育段階における負担軽減措置に関する専門家会議(仮称)

5~6名の有識者、関係者により構成 ※必要に応じて関係者の意見を聴取

#### **<スケジュール>**

平成30年 1月 会議の立ち上げ、第1回会議

5~6月 要件等のとりまとめ

人生100年時代構想会議に報告、骨太方針への反映

(法案提出に向けた準備作業)

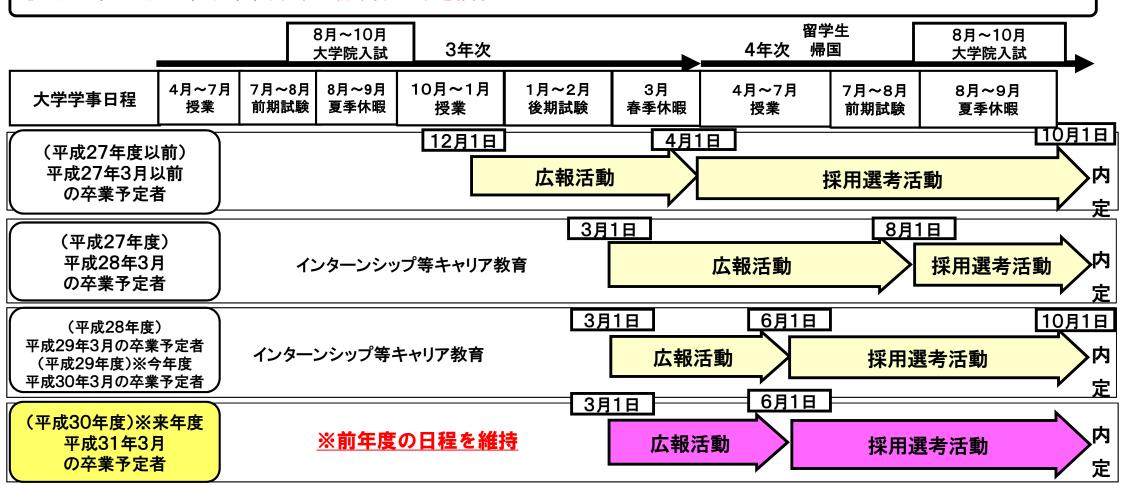
# 学生の就職・採用活動開始時期について

#### 現在の就職・採用活動時期をめぐる問題が顕在化

- ○就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される3年次の教育に支障。
- ○海外留学する学生が減少 ⇒就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

【平成28年3月卒業予定者】就職・採用活動時期を後ろ倒し(広報活動開始<u>3月1日</u>以降、採用選考活動開始<u>8月1日</u>以降)

- →学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。
- 【平成29年3月卒業予定者】<mark>採用選考活動開始時期を微調整</mark>(広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始<u>6月1日以降</u>)
- 【平成30年~平成31年3月卒業予定者】前年度の日程を維持



※広報活動 :採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。(例)会社説明会

※採用選考活動:採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。(例)採用面接

# 平成30年度の就職・採用活動について

【日本経済団体連合会】「採用選考に関する指針」を改定。(H29.4.10.)

【就職問題懇談会】

「平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者 に係る就職につい て(申合せ) Iを策定。(H29.5.11.)

【政府】

## 「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)」を送付。(H29.5.16.)

※経済団体・業界団体の長(443団体)に対し、経団連のみならず、全ての企業側が足並みをそろえて就職・採用活動開始時期を遵 守するよう要請。関係府省(内閣官房、文科省、厚労省、経産省)の4局長連名にて要請。

#### 企業等への要請文例

平成○年○月○日

株式会社〇〇 御中

0 0 0 大学 (担当:○○キャリアセンター)

平成30年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についての御願い

ますます御健勝のことと御慶び申し上げます。

貴社におかれましては、本学学生の就職に関し、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申 し上げます.

さて、学生の就職活動及び企業等による採用活動については、早期化・長期化を是正し、 大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点か ら、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会」が、経済団体、関係府省と議論を 重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

平成30年度卒業・修了予定者の就職・採用活動時期については、学生の学業への配慮を 十分に行うことを前提に、昨年同様、広報活動開始時期を3月1日以降、採用選考活動開 始時期を6月1日以降とすることになりました。

そして、平成29年4月10日に一般社団法人日本経済団体連合会(以下、「経団連」) が「採用選考に関する指針」を改定し、昨年度の対応を維持することを発表したことを踏 まえ、5月11日、就職問題懇談会は、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「平成30 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」 を策定しました。

また、就職・採用活動の円滑な実施と学生が学業に専念できる環境の確保のためには、 経団連加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みそろえた取組が重要であることから、 5月16日に政府からも経済団体・業界団体の長(443団体)に対し、就職・採用活動時期 等を遵守するよう要請がなされています。

本学は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、グローバル化をはじめ 複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責 任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあってもその秩序を維 持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えていま す。

このため、本学は、就職問題懇談会の「申合せ」に基づき、平成30年度卒業・修了予

・国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方につ いて彼計・協議を行っています。昭和20年から設置されており、文部科学者が事務局をしています。 構成団体) - 教社団は、国立大学協会 - 教社団は人 公立大学協会。日本私立大学団体連合会。全国公立延務大学協会、 日本私立短期大学協会、建立行政人 国立高等専門学校機会、全国公立高等専門学校機会、日本私立

「新規大学卒業予定者等の救職・採用活動開始時期について(要請)」(平成29年5月16日)

定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいります。

貴社におかれましても、就職・採用活動開始時期の遵守を始めとした秩序ある採用活動 を行っていただくことは大学における優れた人材の養成に御協力いただくことであるとい うことを十分に御理解いただき、下記の事項への積極的な御協力を賜りたく、御願いいた します。

- 1 平成30年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について
- (1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始:平成30年3月1日以降 採用選考活動開始:平成30年6月1日以降 正式内定日:平成30年10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は平成30年6月1日以降に発行します。

(2)「企業説明会」の取扱いについて

平成30年2月末日までに実施される「企業説明会」\*\*に本学は協力いたしません。 また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参 加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予 定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選者活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用 選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更 などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうこ とのないように極力柔軟な対応をお願いします。

- (4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について
- ① 学生の応募書類は、「大学等指定書類(『履歴書・写真・自己紹介書』、 証明書《卒業見込証明書を含む》』)」とし、就職差別につながる恐れのある日 を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍膳(抄)本」、「住 民票」等の提出を求めないでください。また、採用面接においても同様に就職差別 につがなる恐れのある内容の質問等はしないよう御願いします。
- ② 学生の本分を考えれば、採用選考において学生の学業に対する取組状況が適切に 評価されることは重要です。少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果を表す書 類(例えば、成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等 において積極的に活用することにより、学生の学業の取組状況を含めて適切に学生 を評価してください。

- 2 -

- ◆ 就職問題懇談会では、「申合せ」の 趣旨や就職活動時期の遵守を企 業等に対して要請する際に、各大 学等において御活用いただけるよ う企業への「要請文例」を作成し、 全国の大学、短期大学、高等専門 学校へ送付しています。 (H29.10.23.就職問題懇談会座長)
- ◆ 要請文例を御活用いただき、各大 学からも個別の企業への積極的な 要請を御願いします。

※一部抜粋

## 大学生が利用できる就職支援機関

#### 大学(キャリアセンター等)

#### 【支援対象】

就職を希望する所属学生

#### 【支援内容】※支援の手厚さは大学で異なる。

- 〇キャリアセミナー、就職ガイダンス
- (例:各種講演、OBOGの体験談、スケジュール等の基礎知識)
- 〇就職関係講座

(自己分析、ビジネスマナー、エントリシート添削、面接指導)

- ○業界・企業研究ガイダンスの開催
- 〇学内企業説明会
- 〇個別相談
- ○求人票の閲覧、職業紹介等 (無料職業紹介事業者の届出必要)

✓ 就職活動に課題



- 何社面接をしても内定が もらえない。
- ・自分の強み、職業適性の理解が不十分。
- 大手企業ばかり目が向き、 どんな仕事がしたいか不 明確。
- ・<u>不採用が続き、焦りや精</u> 神面の不安から前向きな 就職活動ができない。
- ✓ 未内定のまま卒業
- ✓ 中退

\_\_\_\_\_

連携

紹介

例:ハローワークから大学へ 相談員を派遣。 ハローワーク

新卒採用(既卒3年以内含む)は「新卒応援ハローワーク」フリーター、無職の若者は「わかものハローワーク」 にて専門的な支援を実施。

#### 【支援対象】

自ら就職活動を円滑に行い就職することが困難な者

#### 【支援内容】

新卒応援ハローワーク、わかものハローワークでは、 担当者制によるマンツーマン支援を実施。

- 〇自己理解による希望職種の選定支援<u>(職業興味検査等)</u>
- ○履歴書、自己PR書の作成指導
- 〇応募求人に合わせた模擬面接
- ○臨床心理士による面談、メンタルケア
- 〇求人票の閲覧、職業相談、職業紹介 等

## 地域若者サポートステーション

### 中退



紹介

#### 【支援対象】

15歳~39歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者(若年無業者等)のうち、サポステの支援を受けることによって、将来的にハローワークにおいても就職を目標にし得る者と判断される者及びその家族。

#### 【支援内容】

- 〇サポステ相談支援事業
  - 専門的相談支援(個別相談・プログラム、支援計画の作成等)を実施。
- 〇若年無業者等集中訓練プログラム事業(一部のサポステで実施)

合宿形式を含むサポート、自信回復、職場で必要な基礎的能力付与、就職活動に向けての基礎知識獲得等を集中的に実施

- 〇職場体験·就職支援事業 (新規)
- サポステ利用者の個々のニーズに即したOJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラム、体験先企業等への就職支援
- 〇定着・ステップアップ事業

就職した者への定着・ステップアップ相談

# 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- ●平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- ●こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。(第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。 http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 」 http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 」

#### 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

#### 検討の対象範囲

- ●第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- ●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生 の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

### 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

#### (1)基本的な考え方

- ●「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- ●「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

#### 具体的な内容

#### (2)大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルールの作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

#### (3)合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような 視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話 (学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目 的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング (4)紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

#### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

#### (1)教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法 の調整やアクセシビリティを確保する。

#### (2)初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

#### (3)大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

#### (4)大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

#### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

#### (6)研修•理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

#### (7)情報公開:

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

#### 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

#### 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援